

議案第二十八号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

旅館業許可申請手数料	旅館業許可申請手数料
1 ホテル営業	二万二千元
2 旅館営業	二万二千元
3 簡易宿所営業	一万二千元
4 下宿営業	一万二千元

を

旅館業許可申請手数料	二万二千元
1 旅館・ホテル営業	一万二千元
2 簡易宿所営業	一万二千元
3 下宿営業	一万二千元

に改める。

付 則

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）附則第五条第一項の規定に基づく旅館・ホテル営業の許可の申請に対する審査に係る申請手数料の額及び徴収時期については、この条例による改正後の港区保健衛生事務手数料条例別表一の項に定める旅館・ホテル営業の額及び徴収時期とする。

（説 明）

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたことに伴い、許可申請の手数料を定めるため、本案を提出いたします。